

浜松学院大学情報セキュリティ基本方針

浜松学院大学（以下「本学」という。）の教育・研究活動及び管理運営を推進するうえで、情報システムの整備とともに、情報資産のセキュリティの確保が必要不可欠である。

本学の学生、教職員は、情報資産の価値を認識したうえで、その管理・運用、活用、保護に努め、本学の情報資産を守るだけでなく、他者の情報資産の侵害をしないことが重要である。

そのため本学では、情報資産を安全かつ適切に利用できるようにするため、情報セキュリティ基本方針（以下「基本方針」という。）を制定する。

（目的）

第1条 この基本方針は、本学における情報セキュリティの方針を示すものであり、その目指すところは次のとおりである。

- （1）情報資産の重要度による分類とそれに見合った管理
- （2）本学の情報セキュリティに対する侵害の阻止
- （3）学内外の情報セキュリティを損ねる行為の抑止
- （4）情報セキュリティの評価と更新

（対象範囲及び対象者）

第2条 基本方針の対象範囲は、本学のすべての情報資産に加えて、基本方針の対象者が本学のネットワークに接続して使用するコンピュータ及び記憶媒体も含むものとする。

2 基本方針の対象者は、本学の全構成員（専任教職員、非常勤教職員、学生など）委託業者及び来訪者など、本学の情報資産を利用するすべての者とする。

（遵守義務）

第3条 前条に定めた対象者は、本基本方針、その他の規程及び関係法令等を遵守しなければならない。

（管理運営体制の構築）

第4条 本学が保有する全ての情報資産を保護し、また、他者の情報資産を侵害する事のないよう情報セキュリティに関する責任を明確にし、対策の実施に必要な体制を整備する。

（情報セキュリティ対策）

第5条 情報セキュリティ上のリスクは多様であり、必要な対策も多様であるため、以下の複数の観点から情報セキュリティ対策を講じる。

- （1）情報資産について、パスワード設定や端末管理等物理的な対策を講じる。
- （2）情報セキュリティに関し利用者が遵守すべき事項を定めるとともに、定期的な情報セキュリティ教育及び啓発などの人的な対策を講じる。
- （3）情報資産へのアクセス制御、コンピュータウイルスからの保護、ネットワーク管理等の技術的な対策を講じる。

(4) 情報システムの監視、外部委託時の守秘義務契約締結等の運用面での対策を講じる。

(情報セキュリティ対策基準の策定)

第6条 情報セキュリティ対策を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を策定する。なお、情報セキュリティ対策基準は、公にする事により本学の業務運営に重大な支障を及ぼす恐れがあることから非公開とする。

(情報セキュリティ基本方針の評価及び継続的改善)

第7条 本学は、情報セキュリティ対策について、実効性を定期的に評価・検証し、継続的に改善に努める。

附則

この基本方針は、令和4年9月21日から施行する。

【用語の定義】

(1) 情報資産

本学で保有している情報全般、学籍情報、学術情報、教職員の個人情報等の情報自体に加えて、ファイルやデータベースといったデータ、CD-ROMやUSBメモリなどのメディア、紙の資料も情報資産に含まれる。

(2) 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記憶媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。